

新潟県公安委員会規則第7号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年10月29日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（試験の場所等）</p> <p>第20条 運転免許試験（以下「免許試験」という。）及び運転免許に関する審査並びに法第100条の2第1項に規定する再試験（以下「再試験」という。）は次の各号に掲げる場所において行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>佐渡市吉岡</u> (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p style="text-align: center;">（免許申請書等の提出等）</p> <p>第22条 法第89条の免許申請書及び法第100条の2第5項の再試験受験申込書は、第20条各号に掲げる場所に提出するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（更新申請場所等）</p> <p>第24条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第94条第1項に規定する運転免許証の記載事項の変更届出を行う場所は、運転免許センター、長岡支所、佐渡支所、各警察署（<u>佐渡警察署を除く。</u>）、新発田警察署胎内分庁舎、長岡警察署栃尾幹部交番及び上越警察署安塚幹部交番とする。</p> <p>4 法第104条の4第1項に規定する運転免許の取消し申請（以下「取消し申請」という。）を行う場所は、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所、運転免許センター古町出張所（以下「古</p>	<p style="text-align: center;">（試験の場所等）</p> <p>第20条 運転免許試験（以下「免許試験」という。）及び運転免許に関する審査並びに法第100条の2第1項に規定する再試験（以下「再試験」という。）は次の各号に掲げる場所において行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>佐渡市中原</u> (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p style="text-align: center;">（免許申請書等の提出等）</p> <p>第22条 法第89条の免許申請書及び法第100条の2第5項の再試験受験申込書は、第20条各号に掲げる場所に提出するものとする。<u>この場合において、同条第4号の場所において免許試験又は再試験を受けようとする者は、事前申込書をあらかじめ同条第1号又は第4号に掲げる場所に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 公安委員会は前項後段の申込書を受理したときは、試験の日時及び場所を指定するものとする。</u></p> <p><u>3 事前申込書の様式並びに試験の日時及び場所の通知方法については、運転免許センター長が別に定めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（更新申請場所等）</p> <p>第24条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第94条第1項に規定する運転免許証の記載事項の変更届出を行う場所は、運転免許センター、長岡支所、佐渡支所、各警察署、<u>新発田警察署胎内分庁舎、長岡警察署栃尾幹部交番及び上越警察署安塚幹部交番とする。</u></p> <p>4 法第104条の4第1項に規定する運転免許の取消し申請（以下「取消し申請」という。）を行う場所は、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所、運転免許センター古町出張所（以下「古</p>

町出張所」という。)及び住所地を管轄する警察署(佐渡警察署を除く。)とする。ただし、胎内市に住所地を有する者は、新発田警察署胎内分庁舎において、長岡市のうち旧栃尾市(平成17年12月31日現在における栃尾市をいう。)に住所地を有する者は、長岡警察署栃尾幹部交番において、また、上越市安塚区、浦川原区、大島区又は牧区に住所地を有する者は、上越警察署安塚幹部交番においても申請を行うことができる。

5 (略)

(運転免許証の更新申請における申請用写真の省略)

第24条の3 規則第29条第3項(第29条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により申請用写真を省略できる場合は、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所又は上越警察署において法第101条第1項に規定する運転免許証の更新申請又は法第101条の2第1項に規定する更新期間前における運転免許証の更新申請を行う場合とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(取消し申請における申請用写真の省略)

第24条の4 (略)

別表第3

申請場所	区分	更新申請ができる者の範囲
(略)		
運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所及び古町出張所、県内各警察署(佐渡警察署を除く。)の更新窓口並びに新発田警察署胎内分庁舎、長岡警察署栃尾幹部交番及び上越警察署安塚幹部交番	(略)	(略)
運転免許センター及び長岡支所	一般運転者講習対象者及び違反運転者等講習対象者	県内に住所地を有する者

町出張所」という。)及び住所地を管轄する警察署とする。ただし、胎内市に住所地を有する者は、新発田警察署胎内分庁舎において、長岡市のうち旧栃尾市(平成17年12月31日現在における栃尾市をいう。)に住所地を有する者は、長岡警察署栃尾幹部交番において、また、上越市安塚区、浦川原区、大島区又は牧区に住所地を有する者は、上越警察署安塚幹部交番においても申請を行うことができる。

5 (略)

(運転免許証の更新申請における申請写真の省略)

第24条の3 規則第29条第3項(第29条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により申請用写真を省略できる場合は、運転免許センター、長岡支所、佐渡支所又は上越警察署において法第101条第1項に規定する運転免許証の更新申請又は法第101条の2第1項に規定する更新期間前における運転免許証の更新申請を行う場合とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(取消し申請における申請写真の省略)

第24条の4 (略)

別表第3

申請場所	区分	更新申請ができる者の範囲
(略)		
運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所及び古町出張所、県内各警察署の更新窓口並びに新発田警察署胎内分庁舎、長岡警察署栃尾幹部交番及び上越警察署安塚幹部交番	(略)	(略)
運転免許センター	一般運転者講習対象者及び違反運転者等講習対象者	県内に住所地を有する者

			長岡支所	一般運 転者講 習対象 者及び 違反運 転者等 講習対 象者	見附、長岡、与 板、小千谷、小 出、南魚沼、十 日町及び柏崎の 各警察署管内に 住所地を有する 者
佐渡支所	(略)	佐渡警察署の管 内に住所地を有 する者	佐渡支所	(略)	佐渡西警察署及 び佐渡東警察署 の管内に住所地 を有する者
(略)			(略)		
(略)			(略)		

附 則

この規則は、令和元年11月2日から施行する。